

令和 8 年

上尾市教育委員会 3 月定例会 議案  
(追加)

議 案 名

- 議案第 3 1 号 上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について ----- 1
- 議案第 3 2 号 上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ----- 2

## 議案第 3 1 号

上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則

上尾市いじめ問題調査委員会運営規則（平成 2 6 年上尾市教育委員会規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（調査審議）」に改め、同条第 5 項中「調査」を「調査審議」に改める。

第 3 条の見出し中「調査結果」を「調査審議結果」に改め、同条中「調査」を「調査審議」に改める。

第 4 条第 2 項中「審議」を「調査審議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 議案第 3 2 号

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 4 日 提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市学校給食実施条例施行規則（令和 7 年上尾市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「4, 3 9 0 円」を「5, 4 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「5, 0 0 0 円」を「5, 4 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5, 3 1 0 円」を「6, 6 5 0 円」に改め、同項第 4 号中「5, 9 5 0 円」を「6, 6 5 0 円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「2 7 0 円」を「3 3 0 円」に改め、同項第 2 号中「3 0 0 円」を「3 3 0 円」に改め、同項第 3 号中「3 1 0 円」を「4 2 0 円」に改め、同項第 4 号中「3 6 0 円」を「4 2 0 円」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

（学校給食費の徴収の特例）

- 1 1 令和 8 年 4 月分から令和 9 年 3 月分までに係る学校給食費については、第 3 条本文の規定にかかわらず、学校給食費負担者（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 3 条の規定による教育扶助又は学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 9 条の規定による援助その他の公的支援により学校給食費に対する援助を受ける学校給食費負担者を除く。次項において同じ。）が第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者である場合に限り、徴収しないものとする。

（学校給食費の額の特例）

- 1 2 第 4 条第 1 項第 3 号の中学校に係る学校給食費負担者から令和 8 年 4 月分から令和 9 年 3 月分までに係る学校給食費を徴収する場合における同号、同項第 5 号、同条第 3 項第 3 号及び同項第 5 号の規定の適用について

は、同条第1項第3号中「6,650円」とあるのは「2,650円」と、同項第5号中「1,000円」とあるのは「500円」と、同条第3項第3号中「420円」とあるのは「150円」と、同項第5号中「60円」とあるのは「30円」とする。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提案理由

市が設置する学校において、学校給食法第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を改正したいので、この案を提出する。